

# 一般仕様書

## 1 一般共通事項

- (1) 一般事項
- ア 適用  
 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、請負者の責任において工事するものとする。
- (イ) すべて設計図書は相互に補完するものとする。なお、現場からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は監督官に確認して指示を受けるものとする。
- (ウ) 本工事は、本仕様書及び本図面によるほか、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事平成28年度版）に従い施工するものとする。
- (エ) 現場の納まり、取り合い等の関係で疑義を生じ及び設計図書に記載なき事項と言えども技術的に当然施工すべき事項が生じた場合、監督官に報告し、協議のうえ、その指示に従うものとする。
- イ 用語の定義
- (ア) 「監督官」とは、契約書の規定に基づき、監督のために発注者が定めた者という。
- (イ) 「検査官」とは、契約書の規定に基づき、検査のために発注者が定めた者という。
- (ウ) 「請負者」とは、当該工事請負契約の請負者をいう。
- (エ) 「請負者等」とは、請負者及び現場代理人をいう。
- (オ) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (カ) 「設計図書」とは、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (キ) 「関係書類」とは、設計図書の他、請負者等で作成する書類の一切を含むものとする。
- (ク) 「指示」とは、監督官が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。
- (ケ) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (コ) 「検査」とは、検査官が契約書に基づいて請負者が施工した目的物と設計図書とを照合して確認し、契約の適正な工事を確保することをいう。
- ク 官公署その他への届出手続等
- (ア) 請負者等は、工事の完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うものとする。
- (イ) 届出手続等を行うにあたっては、提出内容について、あらかじめ監督官に報告するものとする。
- (ウ) 関係法令に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供するものとする。
- エ 関係書類の整理
- (ア) 請負者等は、設計図書を当該工事関係者以外に貸出し、複写及び閲覧させてはならない。
- (イ) 関係書類の作成及びデータの取扱いを行うパソコンについては、情報流出防止について万全を期するために、ファイル交換ソフト等をインストールしていないものを使用するものとする。
- (ウ) 請負者等は、工事完成後速やかに設計図書を監督官に返納するものとする。

## 工事関係者以外不許可複製

オ 工事の一時中止、工期（履行期限）の変更  
 変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し、協議のうえ指示を受けなければならないとする。

カ 発生材の処理  
 (ア) 発注者に引渡しを要する発生材は、発生材調査を作成して監督官に提出するものとする。

(イ) 再生資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督官と協議し指示を受けるものとする。

キ 産業廃棄物の処理  
 (ア) 産業廃棄物は、全て構外に搬出し、廃棄物処理票（マニフェスト）により、適切に処理されているか確認するとともに、写し（A票、B2票、D票、E票）を監督官に提出するものとする。

(イ) 再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理し、監督官に調査を提出するものとする。

ク 関係法令等の遵守  
 工事の完成にあたり、適用をうける関係法令等及び自衛隊の規定を遵守するものとする。

ケ 提出書類  
 請負者は、監督官の指示する書式に従い、必要に応じて下記の書類を遅滞なく提出するものとする。

- |                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| (ア) 基地内工業業者入門許可申請書 | (ウ) 施工計画書                     |
| (イ) 工事人入門許可簡章      | (エ) 火気使用申請書                   |
| (ウ) 工事人名簿          | (オ) 受領書                       |
| (エ) 臨時立入申請書        | (カ) 廃棄物通知書                    |
| (オ) 立入者名簿          | (キ) 受任者下請負者設定通知書              |
| (カ) 現場代理人氏名・変更通知書  | (ク) 写真                        |
| (キ) 現場代理人略歴書       | (ケ) 工事完成通知及び工事完成検査願書          |
| (ク) 仮設物設置申請書       | (コ) 引渡書                       |
| (コ) 工程表            | (サ) 工事日報                      |
| (ク) 材料試験成績表        | (シ) 工事打合せ簿                    |
| (ケ) 納品書            | (ス) 工事期限延長願                   |
| (コ) 出荷証明書          | (セ) 発生材調査書                    |
| (カ) 試験検査書          | (ソ) 産業廃棄物管理票の写し（A票、B2票、D票、E票） |
| (キ) 承認図            | (タ) 携帯型情報通信・記録機器等持込申請書        |
| (ケ) 施工体制台帳         |                               |

航空自衛隊	豊庭野分屯基地	工	事	名	面	1 / 8
	一般仕様書	件	理	号	番	作成者
内容		番号	施工	番号	面	
作成年月日	令和6年4月1日	縮尺	—			

(2) 現場管理

ア 管理

- (7) 請負者等は、本工事の実施にあたり十分な管理体制を確立し、品質、工程、安全に万全を期するものとする。
- (4) 請負者等は、本工事に携わる作業員に対し設計図書及び監督官から受けた指示の内容を周知徹底するものとする。
- (7) 請負者等は、工事の進捗状況について、工事日報により、毎日監督官に報告するものとする。
- (エ) 請負者等は、測定（試験）等を実施した際は、その都度記録し、適切な管理のもとに工事完成検査までには、監督官に提出するものとする。ただし、監督官を通じて検査官の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 請負者等は、工事写真撮影等する場合は下記のa～gの要領で実施するものとする。
  - a 工事写真は、デジタルカメラを使用するものとする。
  - b 請負者等は、工事写真を撮影する時には、監督官の指示を受けるものとする。
  - c 撮影した写真は、アルバムに整理の上、工事完成後速やかに提出するものとする。
  - d 材料検査時は、監督官立ち会いの下、規格数量が明確に確認できるように撮影するものとする。
  - e 施工段階ごとに施工前、中、後を撮影するものとする。
  - f 撮影の都度黒板等に工事内容を記載するものとする。
  - g 施工後不可視部となる箇所は、監督官立ち会いの上、撮影するものとする。
- (4) 喫煙は定められた場所以外ではしてはならない。
- イ 実施条件
  - (7) 原則として、土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の休日（以後「休日等」という。）には工事を実施しない。休日等に工事を行う必要がある場合は、あらかじめ（1週間前までに）残業通知書により監督官に通知し指示を受けるものとする。
  - (4) 基地内への立入は原則として8：15～17：00とする。なお、この時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ（1週間前までに）残業通知書により監督官に通知し指示を受けるものとする。
- ウ 安全管理
  - (7) 請負者等は、労働安全衛生法、環境基本法その他の関係法令等に従い、工事の実施に伴う災害の防止及び環境の保全に努めるものとする。
  - (4) 請負者等は、工事施工中の安全に關しては、常に作業の安全管理を行い災害及び事故の防止に努めるものとする。
  - (4) 請負者等は、火気の使用については、火気使用許可申請書により監督官に通知し指示を受けるとともに、火気の取扱いに十分注意し、適切な消火設備を設ける等、火災の防止措置を講ずるものとする。
  - (エ) 請負者等は、化学製品の取扱いにあたっては、当該製品の製造所が作成した製品安全データシート（MSDS）を常備し、作業員に対し記載内容を周知するものとする。
  - (4) 請負者等は、災害及び事故が発生した場合、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害防止に努め、その経緯を監督官に報告するものとする。

工事関係者以外不許可複製

- (4) 請負者等は、工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定、その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せの上、交通安全管理を行うものとする。
- (4) 請負者等は、気象予報又は警報について、常に注意を払い災害の予防に努めるものとする。
- (7) 基地内の車両運行については、道路交通法に準拠するとともに、監督官の指示に従い安全運行に心がけるものとし、官用車及び隊員の部隊行動中は、これを優先させるものとする。
- エ 養生
  - (7) 請負者等は、工事目的物の作業済み部分、作業箇所周辺にある建物及び官側物品について汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うものとする。
  - (4) 万一不注意等により、工事目的物の作業済み部分、作業箇所周辺にある建物及び官側物品に汚染又は損傷を与えた場合は、監督官に通知するとともに、請負業者負担により速やかに原状に復旧するものとする。
- オ 後片付け
  - 請負者は、日々の作業終了後及び工事の完成に際しては、作業箇所周辺の後片付け及び清掃を行うものとする。
  - 施工体制台帳等
    - (3) 本工事において下請負契約等を締結する場合は、下記に示す書類等を施工場所に携行、掲示するとともに、監督官へ提出するものとする。
    - ア 施工体制台帳及び管理技術者資格証等の携行、提出（写し）
    - イ 工事カルテの登録を確認できる書類の提出（請負金額が500万円以上の場合）
    - ウ 施工体制台帳に記載された事項を確認できる書類の提出（写し）
    - エ 緊急時連絡表、施工体系図、建設業の許可表、建退共加入の表示、労災保険関係成立表、有資格者及び作業主任者一覧表を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。
  - オ その他監督官に指示されたもの。
- イ 検査
  - (4) 工事が完成したときの通知として、次の(7)から(9)に示す要件を満たした場合に監督官に提出することができる。
  - (7) 設計図書に示す全すべての工事が完成していること。
  - (4) 監督官に指示を受けた事項が全て完成していること。
  - (9) 設計図書に定められた関係書類の全てが完成していること。ただし、監督官を通じて検査官の承諾を受けたものについては、この限りではない。
  - イ 分には、指定部分に係わる工事完成の通知を監督官に提出する場合は、指定部分に係わる工事について、アの(7)から(9)の要件を満たすものとする。
  - ウ 検査は、発注者から通知された検査日に検査を受けるものとする。
  - エ 検査に必要な資機材及び労務等は、請負者が提供するものとする。
  - その他
    - (5) その他の保全について下記のア、イの事項を遵守するものとする。
    - ア 情報の保全及び工事人等は、自衛隊の定める秘密保全を厳守するものとする。
    - イ 本工事で知り得た情報は口外してはならない。

航空自衛隊 麗庭野分屯基地		工事名	安井川宿舍排水管更新工事		図面番	2 / 8	
図面内容	一般仕様書	整理番号	施工ー1	小隊長	施設班長	企画係	作成者
作成年月日	令和6年4月1日	縮尺	—				

# 特記仕様書

- 1 工事件名 安井川宿舍排水管更新工事
- 2 工事場所 滋賀県高島市新旭町安井川289番地5  
航空自衛隊 饗庭野分屯基地 安井川宿舍
- 3 工事概要 本工事は、安井川宿舍における、排水管更新工事を実施するもので、これら本仕様書によるほか、監督官の指示に従い実施する。
- 4 工種工数

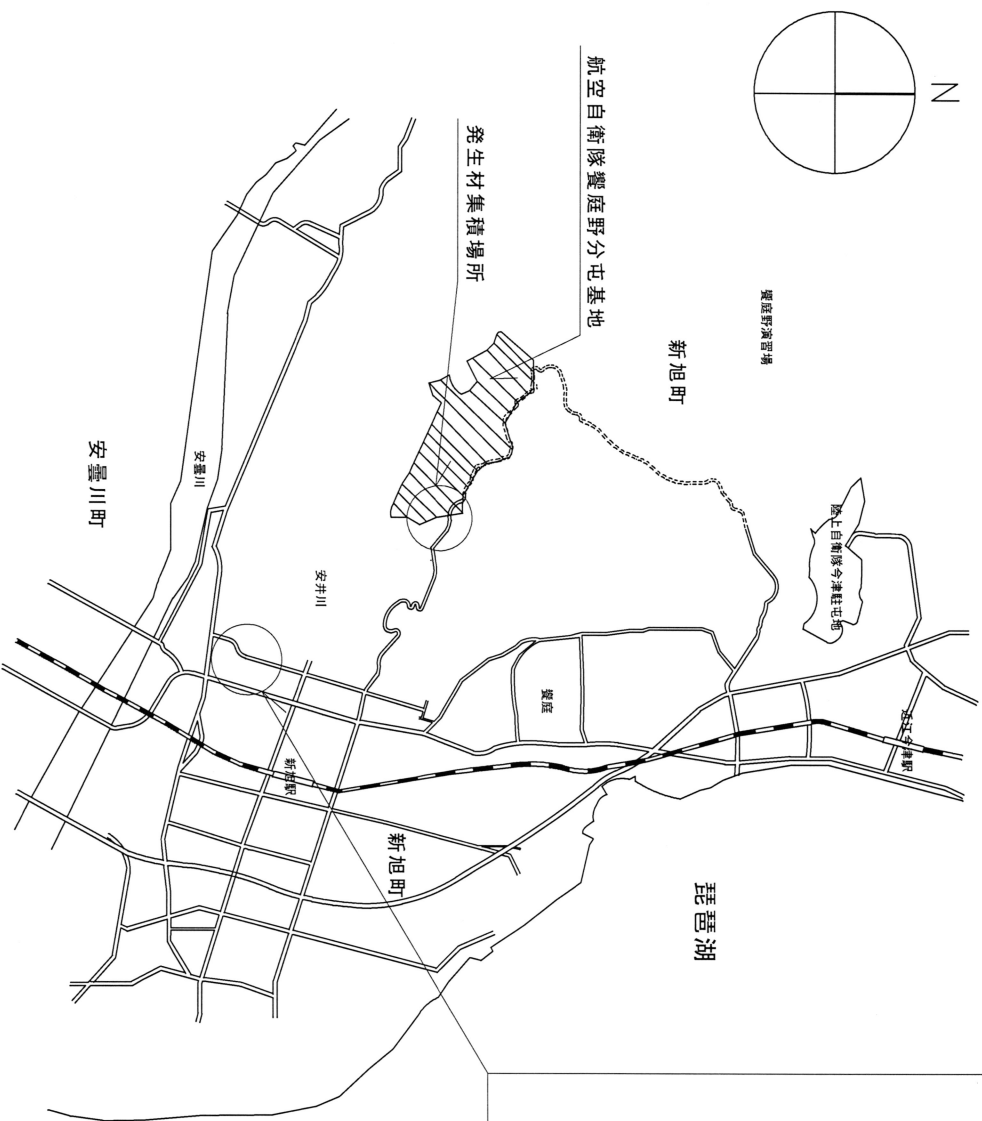
名称	規格	単位	数量
1 仮設工			
(1) 養生		m <sup>2</sup>	100.19
(2) 整理清掃後片付け		m <sup>2</sup>	100.19
(3) 外部足場	手摺先行工法	m <sup>2</sup>	100.19
(4) 災害防災シート	ネット状養生シート張り 15mm目防災タイプ	m <sup>2</sup>	100.19
(5) 仮設材運搬 (外部足場)	トラツク4t積み	m <sup>2</sup>	100.19
(6) 仮設材運搬 (災害防災シート)	トラツク4t積み	m <sup>2</sup>	100.19
2 撤去工			
(1) 配管用炭素鋼鋼管 (白)	ねじ接合50A 屋外配管	m	5.50
(2) 配管用炭素鋼鋼管 (白)	ねじ接合65A 屋外配管	m	53.66
(3) 排水金物・トラツク等	通気金物 BC 65A	個	4.00
3 配管工			
(1) 配管切断 (鋼管類)	50A 屋外配管	箇所	20.00
(2) 配管切断 (鋼管類)	65A 屋外配管	箇所	4.00
(3) 配管分岐 (鋼管類)	50A 屋外配管	箇所	20.00
(4) 配管分岐 (鋼管類)	65A 屋外配管	箇所	4.00
(5) 配管用炭素鋼鋼管 (白)	ねじ接合50A 屋外配管	m	5.50
(6) 配管用炭素鋼鋼管 (白)	ねじ接合65A 屋外配管	m	53.66
(7) 排水金物・トラツク等	通気金物 BC 65A	個	4.00
(8) タクト貫通口はつり工事 (手はつり)	貫通面積0.1m <sup>2</sup> コンクリート厚さ300mm程度	箇所	20.00
4 コンクリート工			
(1) モルタル	イソバート用モルタル	m <sup>3</sup>	0.14
(2) 型枠	一般用	m <sup>2</sup>	0.55
5 塗装工			

工事関係者以外不許可複製

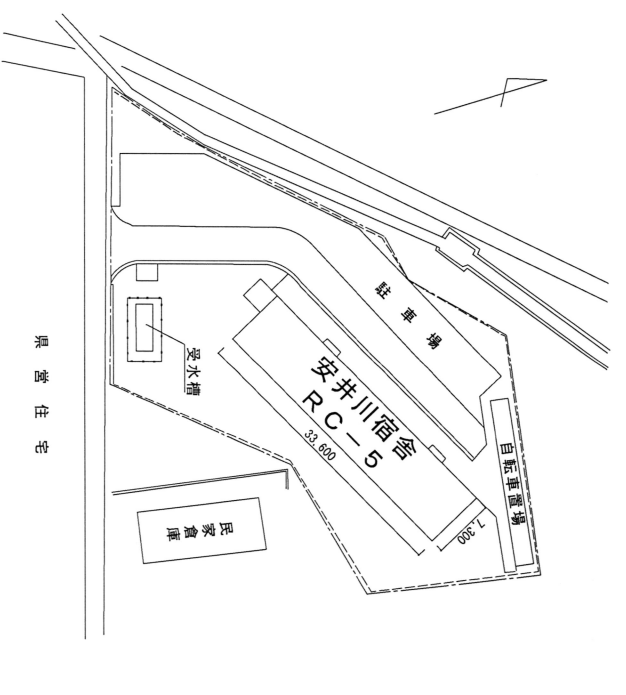
名称	規格	単位	数量
(1) 配管塗装 配管用炭素鋼鋼管 (白)	50A 露出	m	5.50
(2) 配管塗装 配管用炭素鋼鋼管 (白)	65A 露出	m	53.66
6 運搬、処分費	はつりコンクリート撤処分 撤去配管運搬	式	1.00

- 5 特記事項
  - (1) 仮設工事
    - ア 養生は、施工部分以外を汚染しないように適切に養生するものとする。(建築工
    - イ 足場は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱 (建築工
    - ウ 事編) その他関係法令等に基づき、適切な材料および構造のものとし、適切な保守
    - 管理を行う。
    - エ 足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後の補修が少ない位置とし、壁つなぎ材を撤去
    - した後、現状に復旧するものとする。
  - (2) 材料等
    - ア 工種工数に示した材料の規格については、同等品以上とする。
    - イ 配管防錆は、配管とその継ぎ手を行うものとし、色ペイント仕上げとする。
    - ウ 材料等は、監督官の検査 (材料検査) を受け合格したものを使用するものとする。
    - また、本工事に使用する材料等の一覧表を作成し、工事着工までに監督官に提出し
    - 確認を受けるものとする。
  - (3) 本工事で出た発生材について、金属類は重量を計測した後、監督官の指示する場所
  - に集積するとともに、発生材調書を作成するものとする。
  - (4) 本工事で出たその他の発生材については産業廃棄物処分とし、関係法令に基づき適
  - 切に処分するものとする。
  - (5) その他疑義等が生じた場合、監督官と協議するものとする。

航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工事名称		安井川宿舍排水管更新工事		図面番号		3/8	
特記仕様書		整理番号		施工-1		小隊長		施設班長	
図面内容		縮尺		—		企画係		作成者	
年月日									
一般仕様書									



# 安井川宿舍案内図

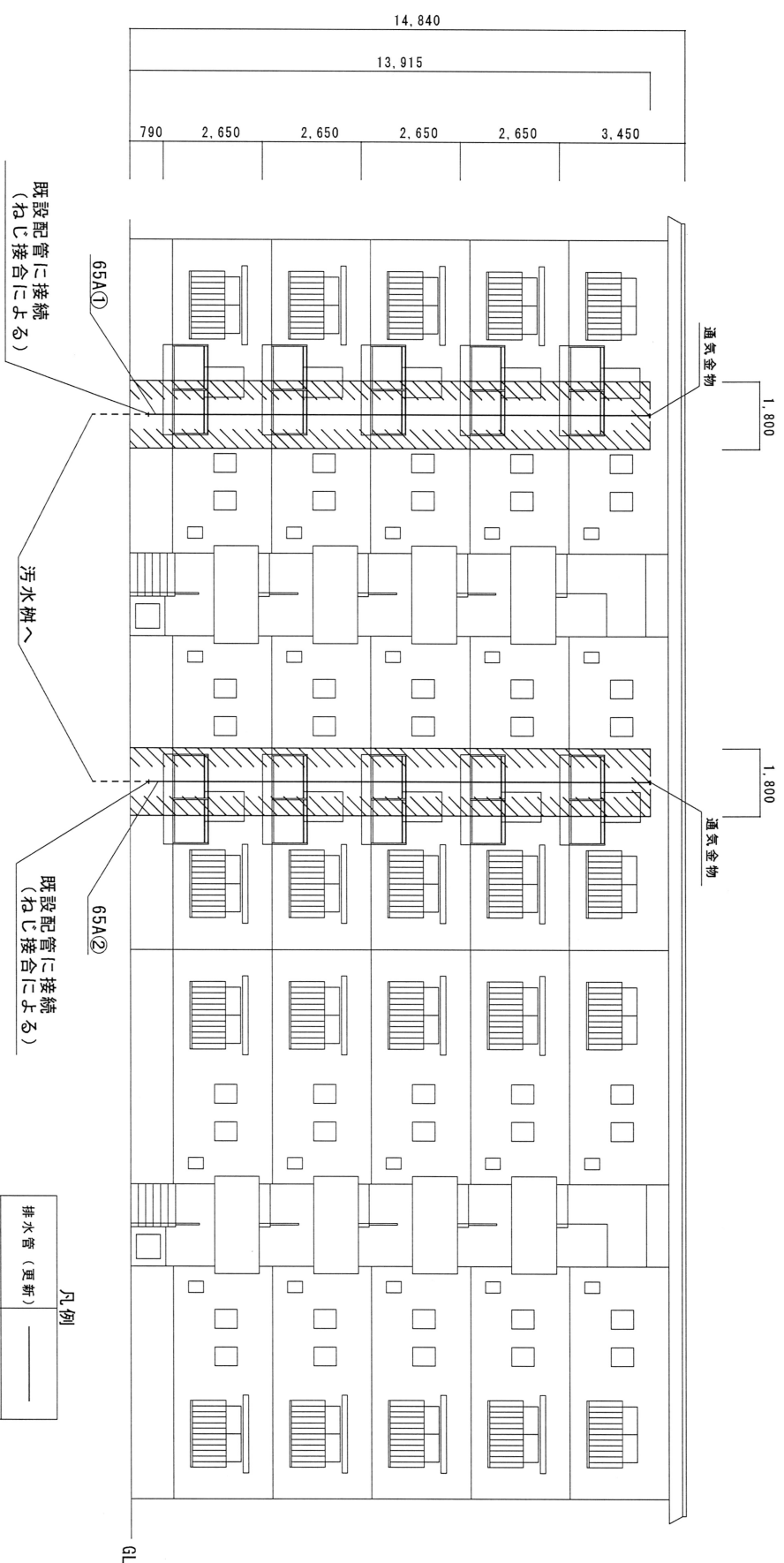


施工場所詳細図

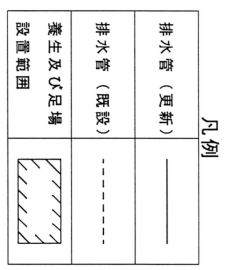
工事関係者以外不許可複製

航空自衛隊 蠶庭野分屯基地	工事番号	安井川宿舎排水管更新工事	図面番号	4 / 8
案内図	整理番号	施工一 一	小隊長	作成者
図内容	案内図	尺	施設班長	
年月日	令和6年4月1日	縮	企画係	



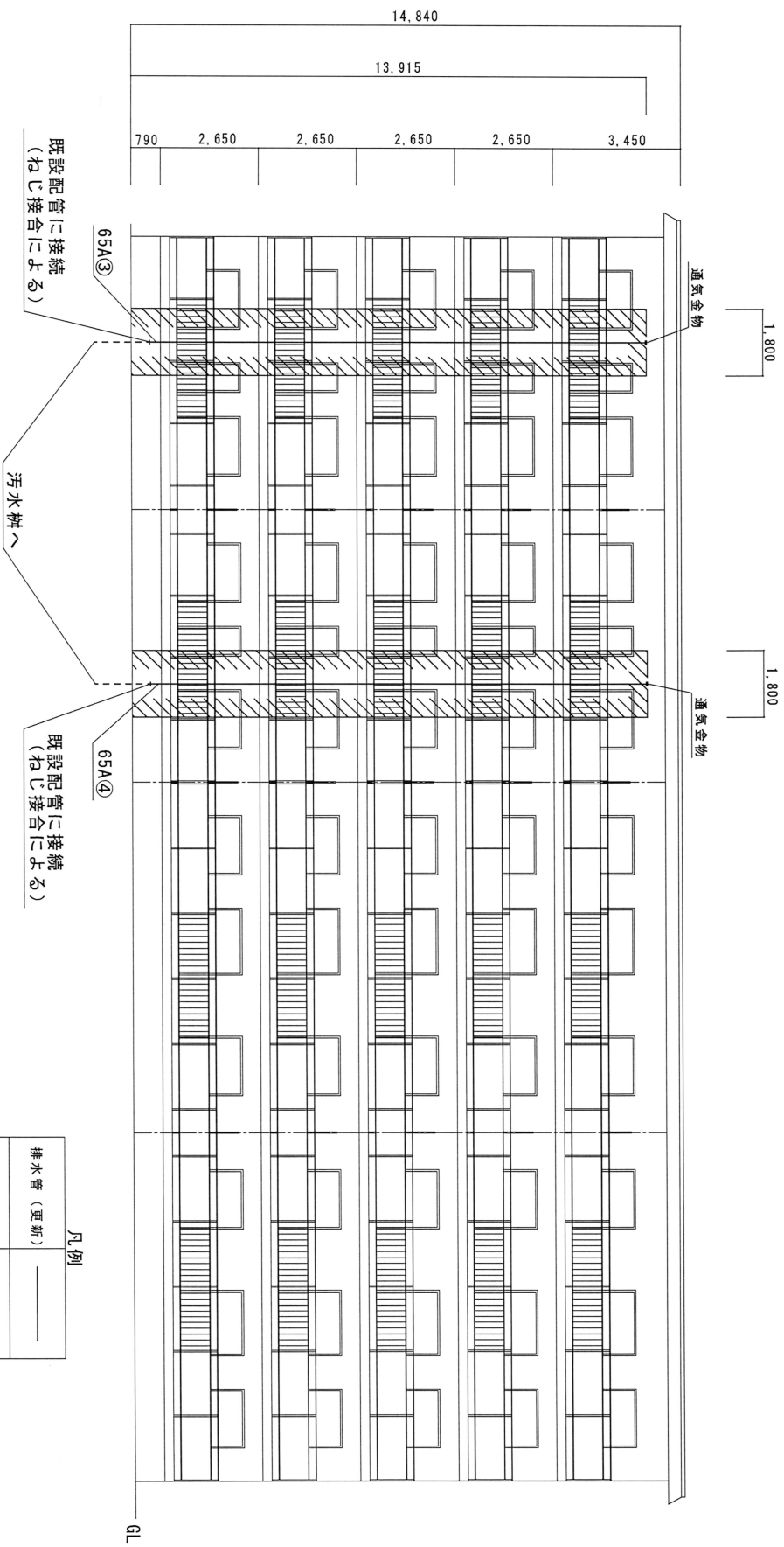


安井川宿舎立面図北側 = 1 / 120



航空自衛隊 鷹庭野分屯基地	安井川宿舎排水管更新工事	図番	5 / 8
立面図北側	施工一 1	図面番号	作成者
内容	令和6年4月1日	小隊長	
作成年月日	縮尺	施設班長	

工事関係者以外不許可複製



安井川宿舍立面図南側 = 1 / 120

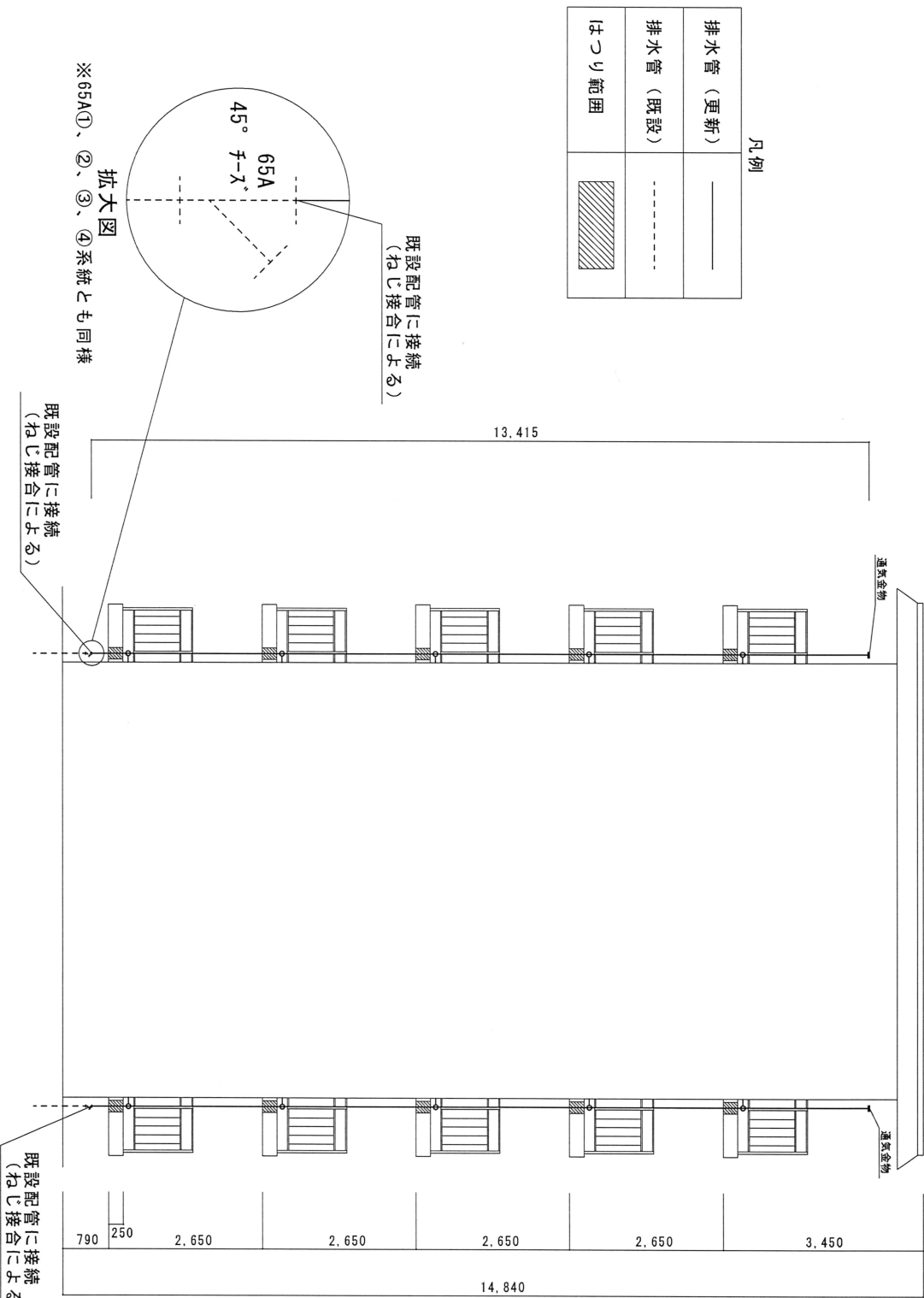
工事関係者以外不許可複製

航空自衛隊 豊庭野分屯基地		安井川宿舍排水管更新工事		図面番号		6 / 8	
内容	立面図南側	工事名称	施工 - 1	小隊長	施設班長	図番	作成者
作成年月日	令和6年4月1日	整理番号	—				
		縮尺					

工事関係者以外不許可複製

安井川宿舍立面図東側 = 1 / 7 5

航空自衛隊 豊庭野分屯基地	工事名称	安井川宿舍排水管更新工事	図面番号	7 / 8
立面図東側	整理番号	施工-1	企画係	作成者
図面内容	縮尺	—	小隊長	
作成年月日	令和6年4月1日		施設班長	



凡例

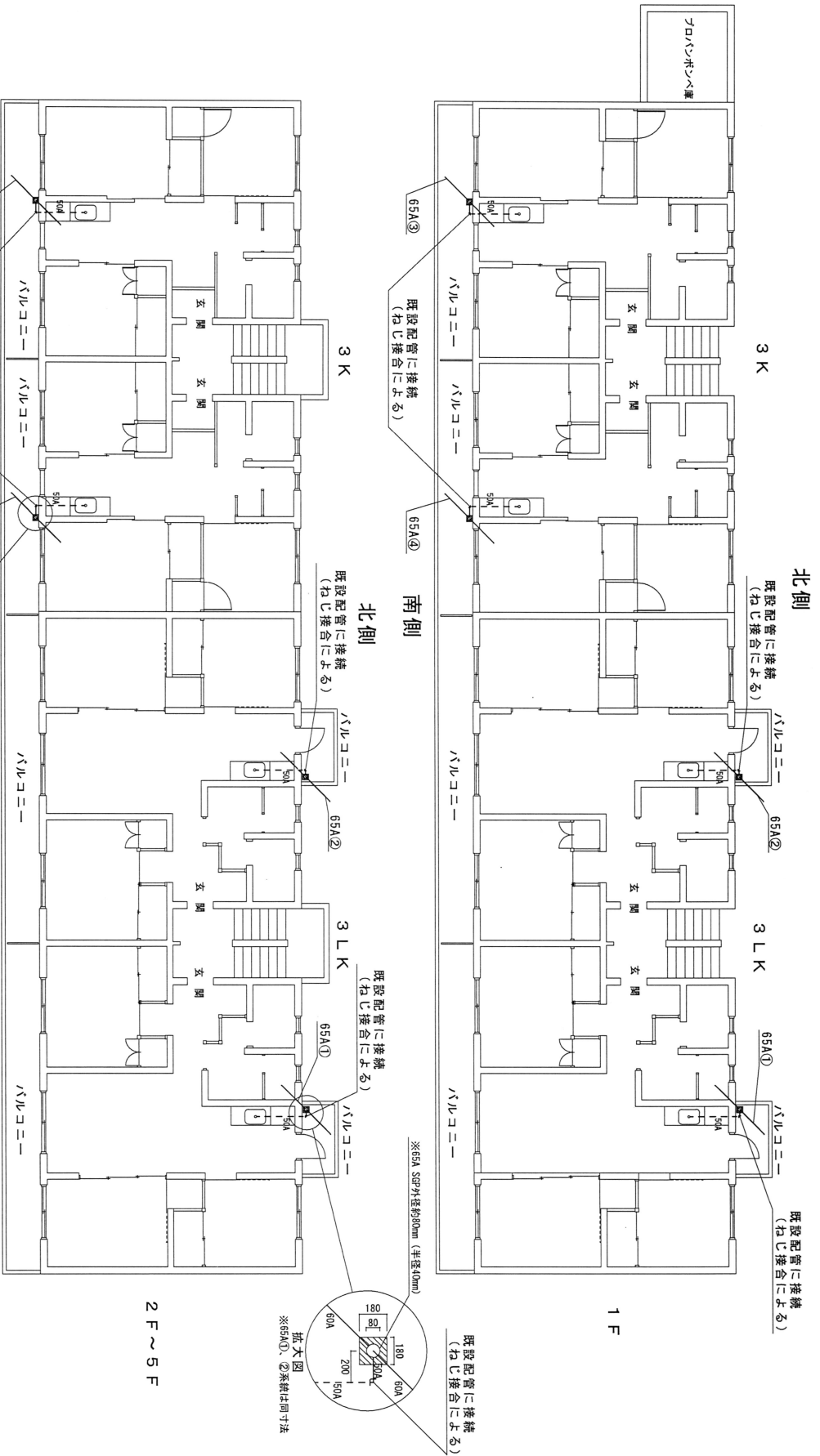
排水管 (更新)	——
排水管 (既設)	----
はつり範囲	▨

排水管 (更新)	——
排水管 (既設)	- - - -
はつり範囲	

凡例

安井川宿舍平面図 = 1 / 120

工事関係者以外不許可複製



航空自衛隊 豊庭野分屯基地	図面内容	平面図	工事名称	安井川宿舍排水管更新工事	図番	8 / 8		
	図内成	年月日		令和6年4月1日		工事番号	施工-1	小隊長